

# 六世紀後半の高句麗使節について

## A Study of Koguryo Diplomat in 6 centuries latter half

中村 修也\*

Shuya Nakamura

### はじめに

古代の日朝関係史の研究は、戦後、新たな展開をみせ、一九八〇年代からはいっそう活発になった。ことに任那日本府に関する『日本書紀』の信憑性に関する研究が進み、現在では伽耶・加羅地方という認識が一般化した<sup>(1)</sup>。これによって、四、五世紀および六世紀前半の研究が進んだといえよう。また、大化改新から壬申の乱に至る時代の研究の深化とともに、白村江の戦いの見直し、七世紀における日本・中国・朝鮮三国の東アジア領域における関係史の研究も進んだ。ことに高松塚古墳の壁画が高句麗文化の影響を受けていることは一目瞭然であり、文献史料に記録がなくとも、七世紀に日麗間に文化交流があったことは否定しようのない事実と認められた。

ところが、日韓関係史というと百濟・新羅が中心で、高句麗に関する研究はさほど多くはない。むしろ八世紀以降の渤海史の研究の方が盛んといえる。高句麗関係の研究は、広開土王碑文の研究が中心で、倭の五王関係で多少触れられるという程度である<sup>(2)</sup>。これは、高句麗の歴史そのものが、五世紀から滅亡する七世紀まで中国との交流が中心であることにも原因がある。

『三国史記』には高句麗と日本の関係を記す記録は少ないが、『日本書紀』には高句麗関係の記述も少なくない。ことに欽明末年の任那日本府問題が、とりあえず一段落した時期から敏達初年にかけては高句麗使節の記事が集中するにもかかわらず、この時期の日麗関係の研究は皆無に等しい。

本論考は、研究の薄い欽明三十一年來航の高句麗使節に焦点をあてて、日麗関係史の一端を明らかにしようとする試みである。

\* なかむら しゅうや 文教大学教育学部

## 一、高句麗使節の来航

『日本書紀』に高句麗使節の記事が登場するのは、応神二十八年三月が最初で、その後、仁徳・継体各朝にも来朝記事が見られるが、活発化するのは欽明朝になってからである。ことに欽明三十一年（五七〇）四月乙酉（二日）条の高句麗使節の記事は、いささか特殊ともいえる。

夏四月の甲申の朔乙酉、泊瀬柴籬宮に幸す。越人江淳臣裾代、京に詣でて奏して曰さく、「高麗の使人、風浪に辛苦みて、迷ひて浦津を失へり。水の任に漂流ひて、忽に岸に到り着く。郡司隠匿せり。故、臣顯し奏す」とまうす。詔して曰はく、「朕、帝業を承けて、若干年なり。高麗、路に迷ひて、始めて越の岸に到れり。漂ひ溺るるに苦しむと雖も、尚性命を全くす。豈微猷廣く被らしめて、至徳魏魏に、仁化傍く通せて、洪恩蕩蕩に非ざるものならむや。有司、山城國の相樂郡にして、館を起てて淨め治ひて、厚く相資け養へ」とのたまふ。

越人江淳臣裾代から高句麗人漂着の報告があった。高句麗使節が風浪に翻弄されて目的の港を見失い、波に流され、越国の海岸に漂着した。在地の郡司は事が大きくなるのを避けるため、高句麗使節を匿っていますがどうしたらよいか、という報告であった。これに対して、欽明は、高句麗使節が遭難したのは可哀相なことだが、無事に日本にたどり着いたことは、自分の治世が行き渡り、自分に徳があり、教化が行き届いた結果である。これは喜ばしい

ことだから、山背国相樂郡に客館を建設して、高句麗使節を厚く迎えるべきであると判断した。

ここには、事情はどうであれ、高句麗使節の来航は、自分の治世が徳あるものと天が認めた証であると、歓迎している様子が読み取れる。翻って考えれば、高句麗使節の来航は、珍しいものであることを意味する。また、ここでは、「迷失浦津」と記されるだけで、本来、高句麗使節がどの港を目指していたかは明記されていない。

そのうえ、この高句麗使節のことは『三国史記』『高句麗本紀』には記されていない。年代的には平原王の時代である。五七〇年前後（卷十九）の記事を書き抜くと、次のようになる。

八年（五六六）冬十二月。遣使入陳朝貢。

十二年（五七〇）冬十一月。遣使入陳朝貢。

十三年（五七二）春二月。遣使入陳朝貢。秋七月。王、畋於浪河

之原。五旬而返。八月。重修宮室。蝗。旱。罷役。

十五年（五七三）遣使入北斉朝貢。

十六年（五七四）春正月。遣使入陳朝貢。

十九年（五七七）王、遣使入周朝貢。周高祖、拜王、為開府儀同

三司大將軍遼東郡開國公高句麗王。

この次期、高句麗の平原王は中国の諸国との外交に忙しい時期である。陳・北斉・周に朝貢し、自らの地位を認めてもらおうと必死である。五七七年には、それが成功し、周の高祖からは、「開府儀同三司大將軍遼東郡開國公高句麗王」の称号を授けられている。実は、先に五六〇年には北斉の廢帝から「使持節領東夷

校尉遼東郡開國公高句麗王」に封じられており、五六二年には、陳の文帝より「寧東將軍」の位を授けられている。後の五八三年には、ついに隋の高祖より「大將軍遼東郡公」を授けられている。平原王の目は中国に向いており、南の百濟・新羅にはむいていない。ましてやさらに南の倭国に意識があるとは思えない。とはいえ、『三國史記』の成立時期や、その記事の短さからいっても、そこに記されたことだけが、史実とはいえないこともまたしかりである。

国家間の正式な交渉がなくとも、民間における通交があった可能性まで否定できない。たとえば、『日本書紀』欽明二十六年(五六五)五月条の記事などは、国家的なできごとではない。

夏五月、高麗人頭霧喇耶陞等、筑紫に投化て、山背國に置り。今の畝原・奈羅・山村の高麗人の先祖なり。

高句麗人の頭霧喇耶陞たちが筑紫に「投化」して、山背國に居住地を与えられている。彼らは、今の畝原(位置不明)・奈羅(山城国久世郡那羅郷か)・山村(山城国相楽郡山村か)に住む高麗人の祖先であるという。「投化」をどのような意味にとるかにはむつかしいが、とりあえずここでは集団での移住と考えておく。彼らについてはまったく不詳であるが、『新撰姓氏録』右京諸蕃下に関連する記事がある。

長背連。出自高麗国主鄒牟(一名朱蒙)也。天国排開広庭天皇(諡欽明)御世、率衆投化。貌美体大、其背間長。仍賜名長背王。

欽明朝に集団で投化したという点が一致する。またヅムリヤヘという名前も鄒牟ジユモウ(↓ヅム)と前半の音に共通性がみら

れる。長背連の祖先伝承をそのまま信じる必要はないが、高句麗王の朱蒙の子孫であると主張する氏族は珍しい。しかも、応神・仁徳朝のような古い時期ではなく、比較的新しい欽明朝の渡来とするのも珍しいといえる。記紀の編纂を開始した天武は欽明の玄孫に当たる。歴史的に史料が残り始めた時代といえる。そのような時期に渡来伝承をもつ長背連が荒唐無稽の祖先伝承を残しえたとは思えない。高句麗王朱蒙の子孫というのは別として、高句麗よりの渡来ということは認めてもよいのではなからうか。

長背連が欽明朝に高句麗より渡来した氏族であるとすれば、欽明二十六年の記事は俄然信憑性をもつこととなる。だからといって、欽明三十一年の記事も史実とはかんとんにいうつもりはない。公的使節が自国の史書に記載されないことは、基本的には虚偽と考えるべきである。

ところが、欽明三十一年の高句麗使節は、単発の記事では終わらず、しつこいくらいに『日本書紀』に登場する。この記事の頻繁さは異常ともいえる。

## 二、越国の道君

欽明三十一年四月に越国に漂着した高句麗使節は、翌五月には大王の迎使と対面している。しかし、その時の様子もまた不可解な記事となっている。

五月。膳臣傾子を越に遣して、高麗の使に饗へたまふ。傾子。此を舸陀部古と云ふ。大使、審に膳臣は是れ皇華の使なるを知る。乃ち道君に謂ひて曰く、「汝は天皇に非ず。

果して私の疑ひしが如し。汝、既に膳臣を伏し拜めり。倍復、百姓といふことを知るに足れり。而るに、前に余を詐りて調を取りて已に入れたり。よろしく速に還すべし。飭語をして煩しむこと莫れ。膳臣、之を聞きて、使人をして其の調を探索せしむ。具に爲與さしめて、京に還りて復命す。

この記述が正しければ、在地豪族である道君が、漂着した高句麗使節に、自分が大王であると嘘をつき、献上物を横領していたことになる。道君が中央からの使者である膳臣に「伏拝」しているのを、使節たちが見て、その虚偽を知ったというのである。

しかし、四月に「郡司隠匿」とある郡司が道君であるとする、すでに「越人江淳臣裾代」によって、大王に報告が達しているのだから、五月に始めて虚偽が判明したというもおかしな話である。また、郡司クラスの館で大王としての威厳を保つことは難しく、自分を大王であると偽ることは不可能に近いといわざるをえない。

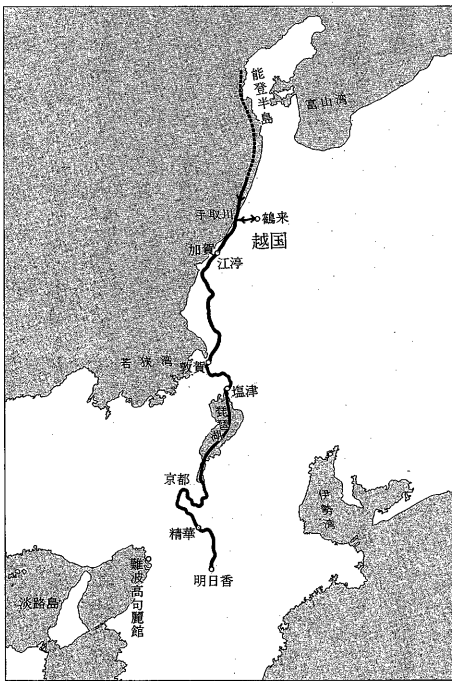
もつとも、郡司道君による調物の隠匿ということはいえる。漂着した高句麗使節たちは、衣服も無残な状態であり、献上物も傷ついていた可能性がある。そこで、道君一族が、使節には、きちんと献上物は大王のもとに届けるから、あなたがたは休息を取ってから高句麗に帰国してはどうかともちかけて、献上物を隠匿しようとした可能性は充分考えられる。使節漂着の報告が、越国の国司によってなされるのではなく、「越人江淳臣裾代」という個人によって行われていることから、事情を察知した江淳臣裾代が、朝廷に御注進したということではなからうか。

とすると膳臣傾子は、使節を迎える使ではなく、真相究明の調

査員であったのかもしれない。「探索」「還京復命」という言葉は、膳臣傾子の使としての真の目的を示すものと考えられる。そうした調査の結果、同年七月、高句麗使節は朝廷に迎えられることになり、近江にまで到達する。

是の月、許勢臣猿と吉士赤鳩とを遣して、難波津より発たしめ、船を狭狭波山に控引して、飾船を装ひ、乃ち近江の北山に往き迎へしむ。遂に山背の高威館に引入れて、則ち東漢坂上直子麻呂・錦部首大石を遣して、以て守護と為す。更に高麗使者を相樂館に饗ふ。

近江にいる人間を迎える場合のルートがここには記されている。陸路を山背国に向かうのではなく、いったん難波津に出て、そこから舟運で狭狭波山まで行っている。狭狭波山は滋賀県大津市の逢坂山と比定されているが、とくに根拠はない。その後、飾り船で近江の北山に迎えに行っているから、大津の近くの目印となる



第1図 最初の高句麗使節の入京経路図  
(井上秀雄『古代日本人の外国観』より転載)

山をさしたのかもしれない。逢坂山では、いささか陸の奥すぎる。その後、迎えた外国使節を山背国にある客館に入れ、そこから相楽郡の客館まで連れて来るという手順がわかる。

船で淀川を遡り、賀茂川沿いに逢坂山までは行けないから、途中で木津川に入り、琵琶湖の入り口で船を降りて、陸路、逢坂山に戻ったのであろう。相楽郡の客館に入った後は、すんなりと使節は大王と会い、使命を果たせたかと思うと、あにはからんや、彼らは長期間の足止めを食うことになる。

欽明天皇三十二年（五七二）三月是月条によると、

是月。高麗の獻物并せて表、未だ呈げ奏すこと得ず。數句を経歴て、良き日を占へ待つ。

とある。前年の七月には相楽郡にまで達していた高句麗使節は、八ヶ月を経てもまだ大王に謁見していない。その理由は、会見の良日が占いで定まらないというものであった。そうこうしている間に、大王欽明は、翌四月に病に倒れ、あつという間に病没してしまい、五月には河内の古市で殯が行われてしまった。結局、高句麗使節たちは、大王欽明に謁見せずじまいであった。

しかし、「占待良日」にしては数十日は長すぎる。むしろ、占いではなく、欽明の病状が一進一退し、欽明の回復を待っている間に、日数が経ってしまい、とうとう謁見できないまま、欽明の崩御を迎えてしまったと考えるほうが自然である。欽明は同年九月、檢隈坂合陵に葬られた。

大王に謁見できなかったとなると、彼らはその使命を果たすことができなかったわけで、そのまま本国に戻るわけにもいかない。

敏達元年（五七二）五月壬寅朔条をみると、興味深い記事が掲載されている。

五月壬寅の朔。天皇、皇子と大臣とに問ひて曰はく、「高麗使人、今、何にか在る」とのたまふ。大臣、奉對して曰さく、「相楽館に在り」とまをす。天皇、聞しめして、傷惻たまふこと極甚りなし。愀然と歎きて曰はく、「悲しきかな。此の使人等、名既に先考天皇に奏聞せるを」とのたまふ。乃ち郡臣を相楽館に遣して、獻れる調物を檢へ録して、京師に送らしめたまふ。

なんと、かの高句麗使節は、まだ都入りも果たさずにいた。おそらくは欽明朝において後継者として控えていた敏達も気になったのであろう。「ところで例の高句麗使節は、今、どこにいるのか」と尋ねた。大臣の返事は、そのまま相楽の客館におりますというものであった。敏達は、すでに前大王である欽明にまで使節の名前は達していたのに、まだそのままに捨て置かれていたのは可哀相なことであると同情して、すぐに使者を相楽の客館に派遣した。使者は、使節の迎えるためのものではなく、献上品のリストを作成するために派遣されたようであった。

吉村武彦氏の研究によると、この時代、日本の大王は外国使節を直接謁見することはなかったという。吉村氏の研究は、推古朝を舞台としてのものであるが、「朝鮮半島から多くの外交使節が来ているが、接見するような態度はとらなかつた」のは、卑弥呼以来の倭国の伝統的外交法であるという。たしかに敏達朝にも、使節と接見したことが確認できる記述はない。

しかし、吉村氏自身も述べているように、中国王朝の外交方式

では他国への派遣使節が派遣先の国王と接見しないというのはいりえない。東アジア諸国がどの程度中国の冊封体制に組み込まれていたかは別として、大国中国の外交方式に適さない方式を、倭国が固持していたと考えるには、まだ史料が不足しているのではないであろうか。また、佐藤信氏が主張するような大臣外交があったとしても、それは実務レベルの話であつて、儀式としての王と使節の接見は別問題と考えられる。

「此の使人等、名既に先考天皇に奏聞せるを」という敏達の言葉は、来着と名前は前大王に達していたのに、結局は相見えることのできなかつた高句麗使節への憐憫とも受け取れる。さらに欽明三十一年五月の高句麗使節が越国の道君に対して「汝は天皇に非ず」と看破した言葉も注目される。ここでは、道君が大王に偽装して高句麗使節の献上品を奪おうとした様子が推察される。道君の方式が大和朝廷の外交方式とは断定できないが、少なくとも日本国内において、王が外国使節と接見するという方式が存在したことの一例とみることができよう。

### 三、高句麗大使の殺害

敏達の計らいで高句麗使節は無事に大和に到着し、上表文を提出する。ところが、またも問題が出来した。上表文が、暗号のようになつていたのである。

敏達元年（五七二）五月丙辰条に次のように記されている。

天皇、高麗の表疏を執りたまひて、大臣に授けたまふ。諸の史を召し聚へて、讀み解かしむ。是の時に、諸の史、三日

の内に、皆讀むこと能はず。爰に船史の祖王辰爾有りて、能く讀み釋き奉る。是に由りて、天皇と大臣と俱に爲讀美めたまひて曰く、「勤しきかな、辰爾。懿きかな、辰爾。汝若し學ぶることを愛まざらましかば、誰か能く讀み解かまし。今より始めて、殿の中に近侍れ」とのたまふ。既にして、東西の諸の史に詔して曰はく、「汝等習ふ業、何故か就らざる。汝等衆しと雖も、辰爾に及かず」とのたまふ。又高麗の上れる表疏、鳥の羽に書けり。字、羽の黒き隨に、既に識る者無し。辰爾、乃ち羽を飯の氣に蒸して、帛を以て羽に印して、悉に其の字を寫す。朝廷悉に異しがる。

この伝承は王辰爾の機知を顕彰する記事である。王辰爾は船史氏の祖であるから、船連たちがこの記事を書紀編纂時に採択した可能性は大きい。王辰爾の顕彰はともかくとして、高句麗の正式な国書を初めて目にして、その対応に右往左往した様子が描かれており、なかなか興味深い。この欽明朝から敏達朝にかけての高句麗使節が、正式な使節来朝の最初と考えられる由縁でもある。越国の豪族の対応には、このような混乱は記載されていないが、そこではどのような対応がなされたのであろうか。このことも重要な問題である。

史料的には何も残っていないが、越国の豪族達が独自の外交を展開していたとすると、そのような上表文の対応にも慣れていない可能性は考えられる。

引き続き、同年六月も高句麗使節関係の記事である。この月にとんでもない事件が出来する。

六月、高麗の大使、副使等に謂りて曰はく、「磯城嶋天皇の

時、汝等、吾が議る処に違ひて、他に欺かれて、妄に國の調を分ち、輒く微者に與へき。豈に汝等が過に非ずや。其れ若し我が國王聞しめさば、必ず汝等を誅ひたまはむ」といふ。副使等、自ら相謂ひて曰く、「若し吾等、國に至らむ時、大使、吾が過を顯し導さば、是不祥事なり。偷かに殺して其の口を断たむと思欲ふ」といふ。是の夕、謀泄りぬ。大使、知りて裝束衣帯して獨り自ら潜行く。館の中庭に立ちて所計知らず。時に賊一人有り。杖を以ちて出で来て、大使の頭を打ちて退りぬ。次ぎて賊一人有り。直に大使に向ひて、頭と手とを打ちて退りぬ。大使、尚、黙然して地に立ちて面の血を拭ふ。更に賊一人有り、刀を執りて急に來りて、大使の腹を刺して退りぬ。是の時、大使、恐りて地に伏して拜む。後に賊一人有り。既に殺して去ぬ。明日、領客東漢坂上直子麻呂等、其の由を推問ふ。副使等、乃ち矯詐を作して曰さく、「天皇、妻を大使に賜ふ。大使、勅に違ひて受けず。無禮こと茲甚し。是を以ちて、臣等、天皇の為に殺せり」とまをす。有司、禮を以ちて收め葬る。

なんとも信じられないことだが、高句麗の副使以下の者たちによつて、大使が殺害されてしまったのである。副使以下の者どもが越國に漂着した際に、道君に欺かれて献上品を与えてしまった責任を、大使が追及し、帰國後に自分がそのことを包み隠さず報告したら、お前たちは罰せられるに違いないぞ、と脅かしたために、かえつて窮鼠猫を嚙むで、よけいな口を塞いでしまふと殺害されたのであつた。

しかも、その殺害の状況が克明に記述されている。彼らは盜賊

に扮して大使を襲つた。賊は四人。まず一人目が大使の頭を杖で叩く。二人目は大使の頭と手を叩いた。三番目の賊は刀で大使の腹を刺した。そして最後の四人目はとどめをさして、息の根を止めたのである。「面の血を拭ふ」という表現がなんともむごたらしい。

だが、このような大使殺害事件を誰が記録に残したのであるか。副使たちが、自分の犯罪の証拠を残すとも考えにくい。そもそも古代朝鮮、ことに高句麗では身分制が厳しい。武田幸男氏の研究によると、六世紀の高句麗外交は国王と私的関係の深い中裏制と不可分な国政機関が担当していた。しかも「官爵を授与する権限が上位の五官位をもつ特權階級に独占されてた」。このような社会状況にあつて、副使以下が大使を殺害することはいかなる理由があつても嚴罰の対象となる。献上物喪失の失態どころではすまないはずである。

そうすると、この場面の記事は、伝聞をそのまま記載したか、それともまったくの創作かのどちらかということになる。いずれにしても信憑性は低い。しいてこの場面での真実を見出そうとすると、高句麗大使が死亡したということであろう。大使の死亡を、なんらかのかたちで説明しなくてはならない。それゆゑ日本側でこのような「事件」が創作されたと考えることもできる。

だが、副使たちは大使を殺害して、本国に帰ることができたであろうか。敏達元年秋七月条には「高麗使人罷歸」とあり、帰國の途についたことが窺える。これについては、「日本書紀」はこれ以上なにも語らない。

ところが、同二年五月戊辰条に、

高麗の使人、越海の岸に泊る。船破れて溺れ死ぬる者衆し。朝廷、類に路に迷ふことを猜ひたまひて、饗たまはずして放還す。仍りて吉備海部直難波に勅して、高麗の使を送らしむ。

という記事がみえる。先の高句麗使節を送り出してから十ヶ月後のことである。再び高句麗使節が来朝している。そして、この時もやはり遭難して越国に漂着している。欽明三十一年の際に高句麗使節を迎えるために派遣された使の一人に「葛城直難波」がいる。ここでの送使に「吉備海部直難波」の名前があがっている。兩人は別人として記述されているが、氏族名はともかく名前は「難波」と共通する。ここに第一の共通点が見出せる。

次に、同年七月乙丑朔条の記事をみよう。

秋七月の乙丑の朔、越海の岸にして、難波と高麗の使等と相議りて、送使難波の船の人、大嶋首磐日・狹丘首間狹を以て、高麗の使の船に乘らしめ、高麗の二人を以て、送使の船に乘らしむ。如此互に乘らしめて、奸の志に備ふ。俱時に發船して、數里許に至る。送使難波、乃ち波浪に恐畏りて、高麗の二人を執へて、海に擲げ入る。

これまた信じられないような事件がおこる。大王の命を受けて高句麗使節を送り返す役目を担った吉備海部直難波が、使節二人を海に投げ入れるという破天荒な事件が出来したのである。まず、難波と使節が話し合った結果、高句麗使節は難波が乗ってきた船に乗り、高句麗の船には難波の随員大嶋首磐日・狹丘首間狹が乗ることになった。そうした理由は「奸の志に備ふ」と説明されている。おそらく、飛鳥の都にも行けず引き返さざるをえない事態は、高句麗使節には不満であったことと推察される。そこで、強

引に帰国させるためには、使節を日本船に乗せて送り返すしかなかった。その結果、高句麗船も日本側が曳航してゆくしか方法がなかったのであろう。

ところがやむをえないとはいえ、吉備海部直難波は大王の命令を伝えて、高句麗使節に帰国してもらうだけのつもりで、自分まで高句麗に送ってゆく覚悟で来ていたわけではなかった。外海に出るのも彼にとつて初めてだったかもしれない。航海の困難なるを知り、なんとか自分が高句麗まで行かなくて済む方法を考えたのである。そして送るべき人間がいなければ行く必要はないという結論に達し、使節二人を海に投げ入れ殺害するという凶行に及んでしまったのではなからうか。

その凶行を、難波は次のように虚偽の報告でごまかしている。

八月の甲午の朔丁未、送使難波、還り來て復命して曰さく、「海の裏に鯨魚大きな有りて、船と楫櫂とを遮へ嚙ふ。難波等、魚の船吞まむことを恐りて、入海ること得ず」とまうす。天皇聞して、其の謾語を識る。官に駈使ひて、國に放還さす。

海に巨大な鯨が出現して、船を飲み込まんばかりであったので、出航しなかったと報告したのである。しかし、そのような嘘はすぐに露見する。大王は難波の嘘を見破り、彼を朝廷の雑用係に落として、吉備に帰国させなかったと記されている。難波は帰国も出来ず、奴隸のような身分になってしまったが、それでも遭難して命を落とすことからは免れたといえよう。ここに、使節の殺害という点で、欽明朝と第二の共通点が見出される。さらに内容はまったく異なるが、道君が偽って自らを朝廷としたことと、難波



が朝廷を欺いたということは、ある意味、朝廷を欺くという点で第三の共通点とも考えられる。

このように、第一回目と第二回目の高句麗使節の来朝には、共通する点が見出せる。

しかし、ことは国際問題である。このまま高句麗が黙っているはずがない。敏達三年（五七四）五月甲子（五日）に、三度目の高句麗使節が来朝する。「高麗使人泊于越海之岸」とやはり越国の海岸に到達している。そして彼らの主張が同年七月戊寅（二十日）条に記されている。

秋七月の己未の朔戊寅、高麗の使人、京に入りて奏して曰さく、「臣等、去年送使に相逐ひて、國に罷り歸る。臣等、先に臣が蕃に至る。臣が蕃、即ち使人の禮に准へて、大嶋首磐日等を禮ひ饗へたまふ。高麗國の王、別に厚き禮を以て禮ふ。既にして送使の船、今に至るまでに到らず。故、更謹みて使人并て磐日等を遣して、臣が使の來らざる意を請問らしむ」とまうす。天皇聞して、即ち難波が罪を數めて曰はく、「朝廷を欺誑さまつれり、一つなり。隣の使を溺らし殺せり、二つなり。茲の大きな罪を以ては、放還すこと合はず」とのたまふ。以て其の罪を斷む。

この記事によると、難波の随員大嶋首磐日・狹丘首間狹が乗船した高句麗船は無事に本国に到着したようである。しかも大嶋首磐日と狹丘首間狹は高句麗海岸でユーターンしたのではなく、高句麗の都まで行き、そこで高句麗平原王の接待を受けている。ところが、もう一方に乗船した高句麗使節たちはいくら待っても帰国しない。そこで大嶋首磐日たちに再度使者を随行させて、事情

を調べに来たというわけである。

もし、この記事が事実ならば、日本の大嶋首磐日たちが高句麗王に会っているのだから、「高句麗本紀」に記載されるべき事柄である。そして、これは「高句麗本紀」に記載されていないからといって、『日本書紀』編者が勝手に創作できることがらでもない。なんらかの事実の反映と考えるべきであろう。

ただし、ここで初めて敏達が吉備海部直難波の罪状を数え上げて、「放還すこと合はず」と断罪していることを重視すると、敏達二年八月段階では、難波の報告をそのまま聞き受けていた可能性がある。ところが、高句麗使節の詰問にあつて、初めて本格的に調査し、事実が判明し、断罪という経緯を想定するほうが現実的である。

以上が『日本書紀』の記述に沿った記事の解釈であるが、次節では朝鮮三国の動靜を視野に入れて、新たな解釈を展開してみる。

#### 四、高句麗使節と朝鮮三国

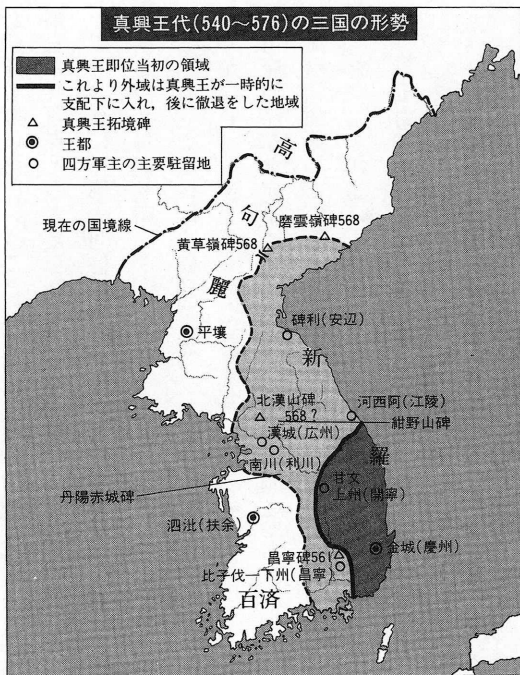
ここで、欽明朝以来の一連の高句麗使節関連の記事を年表形式で示してみよう。

欽明31年4月 高句麗使節、越国に漂着。道君対応。敏達、使者を派遣して迎送させる。

欽明31年5月 欽明、膳臣傾子を越に派遣。

欽明31年7月 高句麗使節、近江に到着。相楽館に饗宴する。

敏達1年5月 敏達、高句麗使節の安否を問い、調物を京師に送



(井上秀雄『古代朝鮮史』より転載)

らしめ、上表文を王辰爾に読ませる。

敏達1年6月 高句麗大使、副使以下に殺害される。

敏達1年7月 高句麗使節帰国する。

敏達2年5月 高句麗使節、越国に來朝。朝廷は送り返すことに決定。

敏達2年7月 吉備海部直難波、高句麗使節二人を海中に投じて殺害。

敏達2年8月 吉備海部直難波、朝廷に鯨の害を報告。

敏達3年5月 高句麗使節、越国に來朝。前使節の不帰国の理由を詰問。

『日本書紀』によると、欽明三十一年以来の高句麗使節の來朝は三度ということになる。しかし、果たしてそれが真実であろう

か。わずか三年の間に高句麗が日本に三度も使節を派遣してくるであろうか。この時期、朝鮮半島の情勢は、活発化している。新羅は五六二年には大加耶地方を併呑し、領土を拡張していた。百濟も五三八年には国都を熊津から扶余に遷し、対高句麗防戦態勢を築いていた。五五年には北進して一時漢城を奪還するが、五四年には聖明王が戦死している。この百濟の弱体化は、これまでの三国の關係を一変させた。百濟はこれまで高句麗と対抗して新羅と盟約することが多かったが、新羅の強大化によって、その圧迫を直接受けることになり、逆に新羅に対抗するために、高句麗と手を握る路線へと変更した。

この時期の百濟・新羅の様子を、『三国史記』から拾い上げてみよう。

五六年 七月、百濟が出兵して新羅の辺境を侵すが、一千余人の死者を出す。

五六年 九月、加耶が反乱を起こし、新羅がこれを制圧した。

五六年 新羅が北齊に朝貢する。

五六年 二月、齊の武成皇帝が新羅王を使持節・東夷校尉・樂浪郡公・新羅王とする。

五六年 九月、百濟が使者を陳に派遣。新羅が使者を陳に派遣する。

五六年 六月、新羅が使者を陳に派遣する。六月、新羅が使者を陳に派遣する。

五七年 六月、新羅が使者を陳に派遣する。

五七年 六月、新羅が使者を陳に派遣する。

五七年 高齊の後主が百濟王を使持節・侍中・車騎大將軍・帶方郡公・百濟王とする。

五七一年 六月、新羅が使者を陳に派遣する。

高齊の後主が百濟王を使持節・都督・東青州諸軍事・東青州刺史とする。

五七二年 百濟が使者を北齊に派遣する。新羅が使者を北齊に派遣する。

五七七年 七月、百濟が使者を陳に派遣する。

十月、新羅の西部辺境を侵すが、世宗に撃破される。

十一月、百濟が使者を宇文周（北齊）に派遣する。

若干の戦闘はあるものの、比較的、平和外交が主とされた時期である。この時期に高句麗が百濟と親交を結ぼうとしたのと同じように、日本とも通行し、遠交近政策で新羅を牽制しようと考えた可能性も否定できない。

『三国史記』の六世紀後半の記事は、高句麗・新羅・百濟の三国ともに倭国関係記事はない。ひとつには大加耶連合の消滅とともに、日本が朝鮮半島の拠点をなくしたことも関係しよう。大加耶連合を壊滅させた新羅に対して、日本もなんらかの手段を講じる必要があった。百濟との交流はもちろんであるが、北の高句麗との関係も新たに結び、新羅包圍網を構築する方針が立てられたのかもしれない。

その意味では、五七〇年前後は、日本と朝鮮三国との間で、約二〇年間は外交路線による勢力の競い合いの時期であったといえよう。北朝の齊や南朝の陳への度重なる朝貢記事は、最大の勢力である中国王朝をいかにして味方につけるかというせめぎ合いでもあった。

その時期における日本への使節の派遣をどのように考えるかが

問題となる。もうひとつは、日本を一つの統一国家とみてよいかどうかの問題もある。先の年表概観によっても明らかのように、高句麗使節の来航地は、三度とも越国とされており、直接、大和王朝へという記載ではない。六世紀の越国が大和朝廷とは一線を画して独立性を保持していたという考えもある。門脇楨二氏は、越国の豪族道君が、高句麗使節に対して国王として調物を收納していたことを大和政権から叱責されたことは、越が「このころからヤマト政権と直接のかかわりをはじめ、コシもヤマト政権の直接の支配下に入りはじめたことを物語っている」とする。

また、浅香山木氏は、「コシのミチ氏の自主的な外交姿勢」を、日本海ルートを用いた越国の在地豪族の自主的な自主性が前提になっていると理解する。そして「日本海ルートによるコシと対岸諸地域との交流記事が『記紀』に著しく乏しいこと自体が、コシの在地豪族による対岸交流の自主的な展開が遅くまで確保されていたことを暗示している」と考<sup>10</sup>える。

六世紀後半においても、越国が相対的な独立性を保っていたと考えることは、大和政権論に大きな問題を投げかける。直接には五世紀の倭の五王にもかかわる。越地方が独立性をもっているならば、大和政権が倭国の代表として中国にアジアの称号を要求するのは不自然となり、むしろ小国であっても九州地方の政権が、対朝鮮半島との関係から称号を求めたとする方が自然である。また、欽明の父王である継体が越国出身とすることも、その意味をあらためて考える必要がある。

だが、越国が高句麗をはじめとして朝鮮からの使者の到着する場所であったことは否めない。その際に、在地豪族の道君が越国

王として、外国使節と接見することがあつたとしても問題はない。むしろ内陸の大和よりも必然性は高いといえよう。その際、越国には道君以外にも在地豪族はおり、その中の江淳臣裾代が大和との関係を模索しており、高句麗使節の来航も情報として提供したことは充分考えられる。それがあるいは欽明末年であつたのかも知れない。高句麗使節は、道君を唯一の外交相手と考えていたところ、大和にもより強大な勢力が存在することを知り、大和との交渉も視野に入れ、その方法を探っていたところ、道君や大和からの使者との間にトラブルが生じ、大使はそのトラブルに巻き込まれて命を落としたのではなからうか。

大嶋首磐日と狹丘首間狹が高句麗船で単独に高句麗まで出かけてしまったのも、トラブルの中でやむをえない事情が発生したためと考えられる。吉備海部直難波は大和政権の使命をまっとうできずに逃げ帰ってきたのではなからうか。そのため、トラブルで命を落とした高句麗大使の責任も取らされて、奴隸同然の身分に落とされたと考えられる。

以上のように考えることができれば、欽明末年から敏達初年の高句麗使節記事は、多くの潤色を受け、一連の記事が三つに大きく分けられているものの、ある程度の史実は含んでいると理解できる。

### おわりに

『日本書紀』の記事を一応は素直に読みながら、その矛盾点を考えながら、欽明末年から敏達初年にみえる高句麗使節記事に検

討を加えてきた。

欽明三十一年から敏達二年にかけての高句麗使節来朝の記事は、それぞれ別々の独立した来朝記事ではなく、一連の記事とみなすべきであることは明らかとなった。ことに欽明三十一年と敏達元年の記事は、同じ事件が別の形で記載されただけで、使節来朝は一回の可能性がある。その際、当初は越国の在地豪族たちが、それぞれ独自に外国使節と対応してきており、高句麗使節も道君を越国王と認めて交渉していた。ところが、継体以降、ことに欽明朝では、朝鮮半島との交渉を考えて日本海ルートの開拓が必然となり、越の豪族との交流も行われていた。

ちょうど、朝鮮三国の平和外交の時期に高句麗より派遣された使節を大和政権が正式に迎えるために、越国と主導権争いをしたのが、さまざまな伝承となって残り、書紀編纂時に、二つ、あるいは三つの記事となって取り入れられたと考えられる。

まさに高句麗も日本も、新羅を意識することによって、それまで遠い存在であつた両国がお互いに緊密な関係が必要とする時代となつてゆく出発点であつたといえよう。この敏達朝の後、推古朝に高句麗僧慧慈や曇徴が渡来するのも、一連の日麗関係史の上で理解することができる。

註

- (1) 田中俊明『大加耶連盟の興亡と「任那」』(吉川弘文館、一九九二年)。
- (2) 近年の総合的高句麗研究としては、東潮・田中俊明編『高句麗の歴史と遺跡』(中央公論社、一九九五年)をあげることができる。
- (3) 吉村武彦『聖徳太子』(岩波新書、二〇〇二年)。また平野卓治氏も『日本古代の王権と交通』(『東アジアの古代文化』二二二号、二〇〇四年)の中で、高句麗使節が大王と直接会見しないことを「大王宮における『賓礼』が成立する以前の倭王権の客館での迎接方式」とみなしている。
- (4) 佐藤信『古代の「大臣外交」についての一考察』(村井章介・佐藤信・吉田信之編『境界の日本史』所収、山川出版社、一九九七年)
- (5) 関晃『王辰爾の一族』(日本歴史新書『帰化人』所収、後に『関晃著作集 第三巻』所収、吉川弘文館、一九九六年)。
- (6) 井上秀雄『古代日本人の外国観』(学生社、一九九一年)。
- (7) 武田幸男『六世紀における朝鮮三国の国家体制』(井上光貞他編『東アジア世界における日本古代史講座 4』所収、学生社、一九八〇年)。
- (8) 西嶋定生『四〜六世紀の東アジアと日本』(上田正昭他編『ゼミナール日本古代史 下』所収、一九八〇年)、井上秀雄『古代朝鮮史』(2000市民大学、日本放送出版協会、一九八八年)、洪淳昶『韓国古代の歴史』(吉川弘文館、一九九二年)。
- (9) 門脇禎二『日本海域の古代史』(東京大学出版会、一九八六年)。
- (10) 浅香年木『近江政権下のコシ・オウミの役割』(浅香年木編『古代の地方史 4』所収、朝倉書店、一九七八年)。